

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成25年1月31日(2013.1.31)

【公開番号】特開2011-173733(P2011-173733A)

【公開日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2011-036

【出願番号】特願2010-36781(P2010-36781)

【国際特許分類】

C 03 B 37/029 (2006.01)

【F I】

C 03 B 37/029

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月11日(2012.12.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光ファイバ母材を加熱する加熱炉下部に中空の徐冷用延長管を設け、該加熱炉から下方に向けて引き出された光ファイバを前記中空内に通して徐冷する光ファイバの紡糸機において、

前記中空の徐冷用延長管は、伸縮かつ屈曲が可能な概略筒状の本体を設けた第1の徐冷用延長管と、管状の本体を設けた第2の徐冷用延長管とを有し、

前記第1の徐冷用延長管を加熱炉下部に接続し、前記第1の徐冷用延長管の下部に前記第2の徐冷用延長管を接続したことを特徴とする紡糸機用延長管。

【請求項2】

前記加熱炉下部に中空のアダプタを設け、このアダプタの下部に前記第1の徐冷用延長管の上端を別体のネジによってネジ結合し、

前記第1の徐冷用延長管の下端に、第2の徐冷用延長管の上端を別体のネジによってネジ結合したことを特徴とする請求項1に記載の紡糸機用延長管。

【請求項3】

第2の徐冷用延長管に、その本体を側方から支持しつつ芯出しをするため移動可能にする延長管用プラケットを設けたことを特徴とする請求項1または2に記載の紡糸機用延長管。

【請求項4】

アダプタは上端および下端にフランジが設けられ、上端のフランジを加熱炉下部に当接して取り付け、下端のフランジを第1の徐冷用延長管の上端のフランジに別体のネジによってネジ結合することを特徴とする請求項1から3のうちの1項に記載の紡糸機用延長管。

【請求項5】

請求項1ないし4のうちの1項に記載の紡糸機用延長管を用いたことを特徴とする光ファイバの紡糸機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0013】**

本発明は、光ファイバ母材を加熱する加熱炉下部に中空の徐冷用延長管を設け、該加熱炉から下方に向けて引き出された光ファイバを前記中空内に通して徐冷する光ファイバの紡糸機において、

前記中空の徐冷用延長管は、伸縮かつ屈曲が可能な概略筒状の本体を設けた第1の徐冷用延長管と、管状の本体を設けた第2の徐冷用延長管とを有し、

前記第1の徐冷用延長管を加熱炉下部に接続し、前記第1の徐冷用延長管の下部に前記第2の徐冷用延長管を接続したことを特徴とする紡糸機用延長管である。